

広島県告示第六百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地从先から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六六番六地先まで	旧	五・七〇〇 八・五〇〇	〇 一二五五・〇	
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地从先から 世羅郡世羅町大字小国字竹之迫二〇四二番四地先まで	旧	一四・二〇〇 七三・〇〇〇	五五〇・〇〇	
世羅郡世羅町大字小国字祇園三三二八番一地从先から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六六番六地先まで	新	五・七〇〇 八・五〇〇 一四・二〇〇 七三・〇〇〇	〇 一二五五・〇 一一四〇・〇 〇	倶道吉舎豊登米線と一部重複